平成24年度第3回 国民健康保険運営協議会議事録

1　日　時　　平成２５年1月２４日（木）　午後5時から午後6時

2　場　所　　西日本新聞会館１６階　福岡国際ホール「志賀」

3　出席者　　委員（２０人中１８人）

被保険者代表（６人中５人）

中野委員　野田委員　平山委員　三島委員　安河内委員

保険医又は保険薬剤師代表（６人中５人）

江頭委員　熊澤委員　下川委員　平田委員　堀尾委員

公益代表（６人中６人）

石田委員　今林委員　中芝委員　中山委員　馬場園委員　松野委員

被用者保険等保険者代表（２人中２人）

唐川委員　広瀬委員

事務局

保健福祉局長　総務部長　国民健康保険課長　医療年金課長　他

4　協議事項

（1）本日の会議の議事録署名人の選出について

会長指名により選出することへの全委員の賛同により、

被保険者代表　安河内委員

保険医又は保険薬剤師代表　下川委員

公益代表　今林委員

の３名を選出

（2）議題

平成２５年度福岡市国民健康保険事業の運営について「答申」の取りまとめ

事務局より資料の説明後、質疑を行った。

答申に対する意見、質問

● 委員

福岡市として、現在、ご努力いただいている収納率の向上などによる保険料収入の確保、医療費の抑制について、引き続き目標値を持って努力いただくということを改めて申し上げ、今回の諮問内容については賛成する。

● 委員

一般会計からの繰入についてですが、国保は社会保障制度であり、本来ならば、自分たちのお金で相互扶助を行うのが制度の基本であるため、あくまで慎重に行うべきだと皆さん認識しておられると思う。

しかしながら、保険料が他都市との比較で高いため、平成１３年度から概ね現状維持で、努力されている点については評価すべきだと思う。

平成２３年度に中間所得層の保険料を引き下げるため、所得割と均等割を本来の５０％、５０％に変更し、これに伴い、低所得者層の負担が増加しないよう、本協議会で議論し、現状維持に抑えるということで、結果的に２千円引き下げとなった。

今回の諮問についても、現状維持ということで評価したいと思う。

医療、支援及び介護は制度が違うものであるという意見もあり、支援分と介護分については、今後、国へ要望していくことを答申に明記していただきたい。

また、保険料について、医療分については本協議会で議論できるが、支援分と介護分については、国の数字を当てはまるだけで本協議会では議論できないので、今後、本協議会で審議する内容を十分意見が反映できるよう要望する。

● 委員

前回の議論でも保険料が高いということを言ったが、結果、資格証交付世帯も１万２千世帯を超え、一番多い時期には１万６７００世帯に発行されており、保険証が手元にないという方がおられると思う。あわせて、短期証の数も看過できない状況にあると認識しており、２万８６４４世帯、加入世帯の１２．７%が短期証になっている。資格証と短期証はいずれも全国政令市で見ると１位もしくは２位という多さであり、これが福岡市の象徴される状況だと思う。本来、保険証を持って病院にかかるべき方が、こういう事態となっているのは、決して国保の役割からすると好ましくないと思うが、この点の認識をお尋ねする。

○ 事務局

資格証については、昭和６２年度の老人保健法の改正を機に導入され、平成１２年度の介護保険の開始により義務化された。これは、高齢者に係る費用を財政調整するため、国保が被用者保険から拠出金をいただいており、被用者保険の保険料が給料天引きにより収納率が１００％であるため、国保に求められた措置である。

資格証の発行は、約１万２千世帯で交付率は全体の５%であり、交付数は政令市の中で２番目、交付率は１位であるが、これは保険料をきちんと納めている方との負担の公平性の観点から交付しているものである。

福岡市の資格証交付世帯の約８割が６０歳以下の現役単身世帯で、２５歳から３４歳の方が約３１%、３５歳から４４歳までの方が約２５%を占め、１年間まったく保険料を納付されてい

ない世帯で、引き続き資格証の継続世帯となっているのが現状である。所得税や市民税の申告をされていない未申告世帯の約５割が資格証世帯であり、保険料の所得割はかからないが、所得がなければ保険料の減額をできるが、なかなか接触する機会が図れていないのが現状である。

本市としては、電話や訪問などあらゆる機会を通じて接触を行いながら、保険料の納付相談や特別事情の把握などに努めて、資格証世帯、あるいは短期証世帯の交付数の減少に努めていきたいと考えている。

● 委員

当局の方も努力をしてないわけではないと思うが、結果的に資格証の交付率が全国で１番高い状況であり、厳しい状況にある。一旦、資格証を交付されると、役所に相談に行きにくくなり、役所からますます遠のいてしまうのが実態である。高額所得者なのに納められない悪質な方は、ほとんどおらず、低所得者の未納率が高いというのも数字で表れているとおりだ。

そういう中で、今回の提案は、所得２３３万円、子どもが１人の４０代の夫婦というケースで４３万８２００円であり、今年度の４３万２８００円から若干上がることになる。所得に占める割合が１６．３%から１６．５%になると思うが、間違いないか。

○ 事務局

前回資料のモデル保険料では、所得に占める割合は、１８．８%となる。

● 委員

２３３万円所得の世帯で、２０%近い保険料というのはどう考えても高いと思う。４０歳代の単身世帯の場合、１２２万円の所得で２０万８１００円である。今、国でも議論されている生活保護受給者は、２５歳単身世帯で月々に給付される扶助費は、家賃を含めて１１万８千円で、１２か月分だと先程の単身世帯で所得が１２２万円の方は、その中に家賃など何でも含まれると考えると、保険料を年間２０万納めなければならず、実質、保護世帯よりも低い生活水準になり、完全に逆転している。

生活保護が高すぎるという問題ではなく、不十分な生活保護よりさらに厳しい生活をしている方々に、２０万円の保険料を課すということが根本的な問題である。先程の三人世帯についても、同様の事態であり、ここを今、救済しなければならないのではないか。救済されない方々が、結果的に資格証や短期証となっているのではないか、看過できないがどのように考えているか。

○ 事務局

一人あたり保険料については、他の政令市との比較で、医療分と支援分は高い方から１５番目、介護分含めた保険料は１３番目であり、政令市の中でも低い方である。１世帯あたりの所得では、１番高い相模原市の１２２万円に比べると、福岡市は７０万円で高い方から１７番目、低い方から４番目である。こういう現状の中で保険料を賦課すると、やはり所得がある中間所得者層の負担が高くなるという認識は持っている。しかしながら、国民健康保険については、所得に応じた保険料のご負担をお願いしている状況である。

● 委員

保険料を納める方は、それぞれの所得に対して、もろもろの要件等を加味して課される保険料が払えるか払えないかであり、平均の１人あたり保険料は関係ない。

繰入の問題も意見が出ているが、国保は、社会保険制度であり、法律で被保険者の疾病負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付を行うと定められている。高い保険料が払えない人は、必要な保険給付がされていない法違反とも言える事態が資格証や短期証の交付により、国保の方々に覆いかぶさっているという実態で、国の制度であることや税負担いただいていることは異論ない。

しかし、今、実際に病院にかかれない国保加入者を生み出している事態は、一刻も早く回避しなければならないという観点に立つと、やはり相当の必要な繰入を行わざるを得ない。これまでの繰入額の水準を、当分の間、確保し、例に挙げた方々の保険料が少なくとも今年度以上に上がらないよう措置を取るべきである。

国保法の第１条に、「健全な運営を確保し、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と明記されており、当局はしっかり見ていただいて、当協議会の中でも、お金がない、払えないという理由で、病院にかかれない方を生み出さない措置をぜひ取っていただきたいとお願いする。

市長が公約で２千円引き下げたが、今回の提案では、介護分まで含めた保険料は、市長の就任前にまた戻るのではないか。

○ 事務局

介護分を含めた保険料については、９万５７１６円になり、２千円引き下げた時点よりも介護分の影響で引き上がる形にはなるが、介護分は医療分ではないので、本市として医療分と支援分について、平成２４年度と同額に据え置いているのでご理解をいただきたい。

● 委員

市長の公約は国民健康保険料であり、介護分は除くとは説明されていない。４０歳から６５歳までの保険料は、市長が就任する前よりも保険料が引き上がることならば、いかがなものかと思う。中低所得の方の負担が上げない措置をあらゆる手だてを取ってやるべきでないか。

法定外の繰入は、平成２０年度決算と平成２３年度決算で比較すると１９億円減少している。予算でも、今回の５１億６千万円というのは史上最低である。

様々な開発や呼び込みや大企業に来てもらうための予算は、大胆に組まれようとしている中、大事な命に関わるところの繰入を減らすべきではない。市全体の運営の中で、社会保障や福祉、国保についての位置づけが不十分であり、ここを大幅に増やして、国保の加入者が安心して保険証を手にし、病院にかかれる状況を作るべきだと思う。

今回の諮問については、医療分、支援分については据え置きということだが、結果、保険料が引き上がるという提案には賛同できない。

● 会長

できるだけ負担は軽減できるのが一番望ましいが、現状をトータルで考えると、難しいところがある。市の方で、努力しなければいけないこともあるが、福岡市の国保加入者の平均所得は、全国の平均所得に比べ約１０万円低い実情の中で、大変、苦しい運営をしている。

国保というのはあくまでも保険制度で、保険制度と生活保護を含めた低所得者のための救済である扶助制度については、もっと大きなところで議論いただかなくてはならない。福岡市では、国に対して要望もしていただき、市議会の方でも保険制度のあり方と扶助のあり方を十分ご審議いただき、反映いただきたい。

大方の意見が出たので、答申の内容をとりまとめたいと思う。異論もあるが、おおかた諮問どおりでよいという意見のようなので、この運営協議会として、諮問どおりで適当であるという意見でよろしいか。

● 委員

市民の命と健康を守るという立場で考えるならば、保険料の負担が重すぎるという状況について、解消する手だてを国も、市もさらに努力いただきたい。

厳しい保険料になっているとみなさんが認識していただけるようであれば、それは協議会の意見として答申の中に盛り込んでいただきたい。

● 会長

保険料の負担が重いということは、委員の皆さん認識されているところだと思う。

命を守るという下で、国民、市民のみなさんがいつでも医療にかかれるようにするのは大事なことで、資格証などの手立ては手立てできちんとすることが大事になる。

答申案の中でどこまで踏み込めるか、どこまで意見を言えるか、答申のたたき台をご審議いただき、協議会の答申をまとめたいと思う。事務局から答申のたたき台の配布をお願いする。

【 答申たたき台 配布 】

● 会長

委員各位に答申のたたき台をお配りしたが、読み上げについては、事務局からお願いする。

【 事務局答申たたき台 読み上げ】

● 会長

いただいた意見について、大方含まれているかと思う。このたたき台について意見ありましたらお願いします。

● 委員

概ね賛同するが、一生懸命働いて保険料を納めている方の生活と、扶助制度の中で保護を受けている方の生活が逆転するのは、やはり制度の矛盾だと思う。そのことについては、本協議会では「その矛盾について解消されたし」と申し上げていいと思う。

法定外繰入あるいは法定繰入については、保険制度のことであり、徹底的に本協議会で議論できると思う。負担感の重い方は軽くしていかなければいけないと思うが、それは保険制度の中でトレードオフになってくるので、下げる方がいれば、上げる方もいないと財政規律が守れない。このことを、今後、協議会で真剣に議論もしないと避けられないと思う。もし可能であれば、答申の「その他」に入れていただければと要望する。

● 委員

後期高齢者支援金等分及び介護納付金分欄の「これは勘案すると妥当であると認められるとある」という表現については、この妥当だという表現は削っていただきたい。

また、国に対する要望事項を市としてあげるという表現が入っているが、制度の改善、国としての責任を果たしていただくという主旨の文言を入れていただく必要がないか。

● 会長

「更なる財政支援を、あるいは制度改善」というのが一番最後に入っているが、これでは足りないか。

● 委員

これは昨年と同じか。昨年度のように、重みがあった方がいいと思う。

○ 事務局

昨年度の答申ですが、「また、少子高齢化といった人口構成の変化、雇用基盤の変化など、社会保障制度を支える社会経済情勢の大きな変化により、国民健康保険事業は、厳しい事業運営を迫られている。このため、制度改善及び、さらなる財政支援についても国へ求めるよう要望する」という内容です。昨年度と同じようにする。

● 委員

保険料の問題は非常に厳しい。保険論理から言えば、自分のリスクよりも保険料が高ければ保険に入らないと選択するという「逆選択」、これは避けられない。どこの国でも存在する。保険で医療というのをファイナンスする限り必ず起こってくる。これを避けるにはリスクに見合った保険料にするか、あるいは税として強制的にとるかである。ただ、高齢者や病気になりやすい人はたくさん医療費が必要で、病気にならない人は医療費が必要ないので、例えば若くて健康な人たちに所得の１８．８％を払いなさいよと言えば、逆選択が起こってきて、資格証の人が増えてくる。国民皆保険制度である日本の場合は被用者保険が中心で、雇用主が従業員と家族に保険をかける義務がある。残りの人たちが国民健康保険加入を強制されているが、保険なので、保険料を支払わないということが選択できる。そうすると、みんなが保険料を払わなくなり、国民皆保険制度が壊れるというギリギリのところにきていると思う。

保険料を払うという厳しさというのを少し表現してもいいかもしれない。

● 会長

組合健保、協会けんぽと比較すると、国民健康保険は非常に厳しいことは事実である。後期高齢者医療制度が、どうようになるのか国に強く要望していただき、その中で各市町村において、どのようにしていくのかということが非常に大事なことである。ぜひ、先程、委員の方からもあったように、今後そういうところも議論するということを含めてお願いできればと思う。

１．被保険者一人あたり保険料についての中段に、「当然ながら保険料による負担もやむを得ないと考えられるが」というのはなくてもいいのではないか。

● 委員

委員さんの意見を踏まえた上で、会長と事務局の方で作成し、答申を出していただければいいと思う。こういうことができるかどうか提言です。

● 会長

それでは、今のいくつかご意見ございましたので、来年以降の検討課題も含め、あるいは国に対する要望について、細かな点については、事務局と私の方に一任いただいてよろしいか。

答申書につきましては、２月４日に私と副会長で市長に答申させていただく。

本日の会議は、これで終了するので、後は事務局にお返しする。

【　保健福祉局長　挨拶　】

閉会